

治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号ロイクラトン麹町
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
ホームページ <http://www.zensuiren.org/>
お問い合わせ infoinfo@zensuiren.org
編集・発行 樺本和幸



山鳥坂ダム本体建設工事 起工式

● 目次

第79回全国治水既成同盟会連合会通常総会開催	2
令和8年度 土砂災害防止月間の実施	
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	5
山鳥坂ダム本体建設工事 起工式	
国土交通省 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所	12

第78回全国治水期成同盟会連合会通常総会を開催

令和8年5月29日(金)15時から、砂防会館シェーンバッハ・サボア(東京都千代田区)において、第78回通常総会を国土交通省林正道水管理・国土保全局長はじめ水管理・国土保全局幹部の皆様を来賓にお迎えして、会員278名(1種会員37団体、2種会員71団体、市町村長95名)の参加をいただき開催しました。主催者脇 雅史会長の挨拶に続いて、ご来賓の林 正道水管理・国土保全局長に挨拶を賜り、議事に入りました。議事は、第1号議案 令和7年度事業報告及び第2号議案 令和7年度収支決算の承認を求める件を一括審議いただき、次に第3号議案役員等改選

等に伴う就任について承認を求める件を審議いただいた後に第4号議案令和8年度事業計画(案)の承認を求める件及び第5号議案令和8年度収支予算(案)の承認を求める件を一括審議いただき、すべて事務局案のとおり議決いただき、閉会いたしました。

多くの会員の皆様にご出席いただき、ありがとうございました。

なお、総会開催に先立ち、岩根 正加東市長「兵庫県最大の河川 加古川河川改修の取り組み」並びに笠井 雅広水管理・国土保全局治水課長より「治水事業に関する最近の話題」と題し特別講演をいただきました。





開会挨拶 脇 雅史 会長



来賓挨拶 林正道水管理・国土保全局長



特別講演 岩根 正加 東市長



特別講演
笠井雅広水管理・国土保全局治水課長

令和8年度通常総会 市町村長出席者名簿

(敬称略、順不同)

都道府県名	市町村名	氏名
北海道	滝川市長	前田 康吉
北海道	福島町長	鳴海 清春
北海道	木古内町長	鈴木 慎也
北海道	小平町長	関 次雄
北海道	苫前町長	福士 敦朗
北海道	壮瞥町長	田鍋 敏也
北海道	洞爺湖町長	下道 英明
北海道	安平町長	及川 秀一郎
北海道	様似町長	荒木 輝明
北海道	浦幌町長	井上 亨
青森県	鱒ヶ沢町長	平田 衛
青森県	藤崎町長	棚内 伸治
宮城県	大崎市長	中島 源陽
秋田県	東成瀬村長	備前 博和
山形県	西川町長	菅野 大志
山形県	酒田市長	矢口 明子
栃木県	茂木町長	古口 達也
新潟県	阿賀町長	神田 一秋
新潟県	湯沢町長	田村 正幸
長野県	生坂村長	藤澤 泰彦
長野県	佐久穂町長	佐々木 勝
長野県	根羽村長	大久保 憲一
長野県	小川村長	染野 隆嗣
長野県	小海町長	黒澤 弘
長野県	川上村長	由井 明彦
長野県	南牧村長	有坂 良人
長野県	南相木村長	中島 則保
長野県	北相木村長	井出 利秋
長野県	辰野町長	武居 保男
長野県	中川村長	宮下 健彦
長野県	高森町長	壬生 照玄
長野県	平谷村長	西川 清海
長野県	天龍村長	永嶺 誠一
長野県	喬木村長	佐藤 文彦
長野県	豊丘村長	下平 喜隆
長野県	上松町長	村田 広司
長野県	南木曾町長	向井 裕明
長野県	木祖村長	奥原 秀一
長野県	大桑村長	坂家 重吉
長野県	麻績村長	塚原 勝幸
長野県	山形村長	百瀬 繁寿
長野県	朝日村長	小林 弘幸
長野県	筑北村長	鎌田 欣子
長野県	池田町長	矢口 稔
長野県	松川村長	須沢 和彦
長野県	白馬村長	丸山 俊郎
長野県	小谷村長	中村 義明
長野県	信濃町長	鈴木 文雄

都道府県名	市町村名	氏名
長野県	飯山市長	江沢 岸生
長野県	野沢温泉村長	上野 雄大
長野県	栄村長	宮川 幹雄
富山県	南砺市長	田中 幹夫
石川県	能美市長	井出 敏朗
愛知県	西尾市長	中村 健
三重県	度会町長	中村 忠彦
三重県	大紀町長	服部 吉人
三重県	南伊勢町長	上村 久仁
三重県	志摩市長	橋爪 政吉
三重県	伊賀市長	稲森 稔尚
三重県	多気町長	筒井 尚之
三重県	熊野市長	河上 敢二
福井県	福井市長	西行 茂
福井県	若狭町長	渡辺 英朗
滋賀県	大津市長	佐藤 健司
滋賀県	長浜市長	浅見 宣義
大阪府	高槻市長	濱田 剛史
兵庫県	加東市長	岩根 正
奈良県	王寺町長	平井 康之
和歌山県	印南町長	日裏 勝己
広島県	三次市長	福岡 誠志
広島県	安芸太田町長	橋本 博明
島根県	吉賀町長	岩本 一巳
徳島県	佐那河内村長	岩城 福治
徳島県	那賀町長	橋本 浩志
徳島県	牟岐町長	枅富 治
徳島県	海陽町長	三浦 茂貴
徳島県	東みよし町長	松浦 敬治
福岡県	大木町長	広松 栄治
福岡県	小郡市長	加地 良光
福岡県	大刀洗町長	中山 哲志
福岡県	うきは市長	権藤 英樹
福岡県	朝倉市長	中島 秀樹
福岡県	那珂川市長	武末 茂喜
福岡県	福智町長	黒土 孝司
佐賀県	唐津市長	峰 達郎
熊本県	球磨村長	大岩 禎一
熊本県	人吉市長	松岡 隼人
熊本県	御船町長	藤木 正幸
熊本県	多良木町長	石井 淳一
熊本県	湯前町長	長谷 和人
熊本県	水上村長	中嶽 弘継
熊本県	山江村長	内山 慶治
宮崎県	木城町長	半渡 英俊
宮崎県	延岡市長	三浦 久知
鹿児島県	伊佐市長	橋本 欣也

令和8年度 土砂災害防止月間の実施

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

1. はじめに

我が国では、雨や地震などに伴い土石流、がけ崩れ、地すべりが毎年のように発生し、多くの尊い人命や財産が土砂災害により奪われていることから、国土交通省の砂防部では、土砂災害を防止・軽減するための各種土砂災害対策を行っています。

平成18年から平成27年の10年間に比べ、平成28年から令和7年の10年間では、土砂災害発生件数は約1.5倍に増加しました(図-1)。

また、令和7年の土砂災害の発生状況は37の都道府県で578件であり、過去20年間で最小の発生件数であったものの、死者2名(災害関連死を含まない)、人家被害241戸の被害が生じました。令和7年8月には、九州や北陸地方を中心に多くの被害が発生し、土砂災害発生件数は月間で269件、熊本県では約半数の128件となりました。(写真-1、写真-2)。

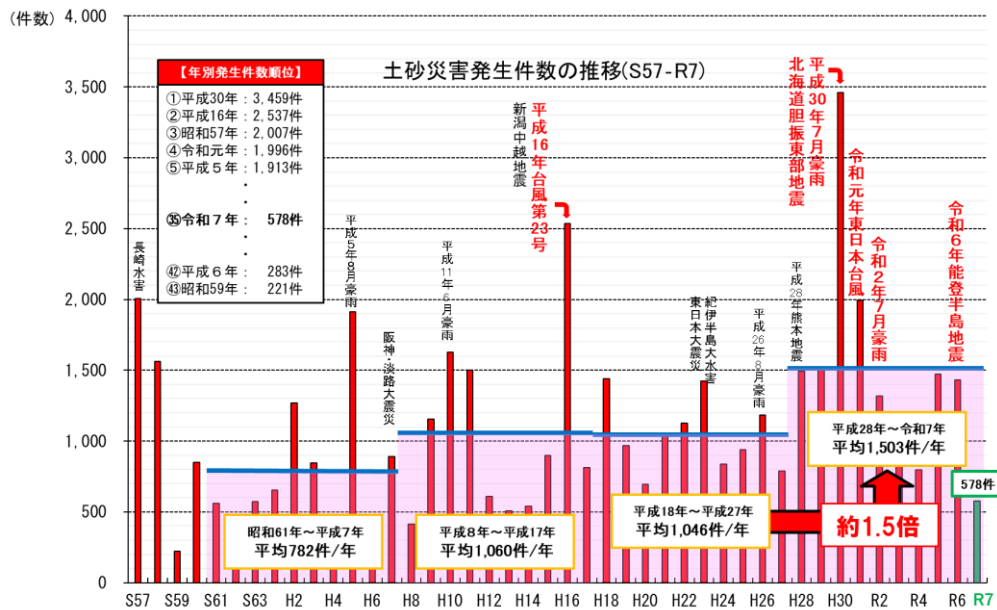


図-1 土砂災害発生件数の推移(S57-R7)



写真-1
令和7年8月に熊本県上益城郡で発生した土砂災害



写真-2
令和7年8月に熊本県八代市で発生した土砂災害

これらの多数の土砂災害に対し、行政主体のソフト・ハード対策には限界があり、住民主体の防災対策への転換を図ることが必要です。社会を構成するあらゆる主体が災害を我が事と捉えて対応することを基本とし、地域の実情に応じた共助による防災行動の促進を通じて、自らの命は自らが守るという住民意識を醸成することが求められています。

国土交通省及び都道府県では、昭和57年7月の長崎豪雨災害を契機に、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備等を推進し、土砂災害による人命や、財産の被害防止に資することを目的として、昭和58年から毎年6月を「土砂災害防止月間」と定めています。以来、「みんなで防ごう土砂災害」をテーマに、全国の都道府県で土砂災害防止を強力に推し進めることを目的として、広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰、土砂災害に関する絵画・作文の募集等を行うとともに、各地で講演会・見学会の開催、危険箇所の周知・点検、避難訓練等の各種行事を実施しています。令和8年度の土砂災害防止月間は6月1日～6月30日です。また、がけ崩れ防災週間は6月1日～6月7日です。なお、令和8年度の土砂災害防止月間ポスターは(図-2)の通りです。



図-2 令和8年度土砂災害防止月間ポスター

2. 令和8年度重点事項

続いて、令和8年度の土砂災害防止月間における実施重点事項を紹介します。

国土交通省では、平成26年8月豪雨による土砂災害等を踏まえ、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正し、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知を義務付けました。また、平成28年8月の台風10号による災害を踏まえ、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設管理者等に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務

付ける等の措置を講じました。

平成29年7月九州北部豪雨では局地的・集中的に多量の流木を伴う土砂災害が発生、平成30年7月豪雨では広島県や愛媛県等西日本を中心とした長雨によって、昭和57年以来最大の発生数となる土砂災害が広域に発生し、土砂と洪水の同時氾濫による土砂・洪水氾濫は社会インフラにも甚大な被害をもたらしました。また、令和元年10月の東日本台風に伴う豪雨では、東日本を中心に広域にわたり土砂災害が発生し、台風により発生した土砂災害の中では最大の土砂災害発生件数を記録しました。そして、令和6年1月能登半島地震では、石川県で最大震度7を観測し、石川県内を中心に450件を超える土砂災害が発生するとともに、能登半島地域において多数の河道閉塞が形成されるなど甚大な災害となりました。さらに、同年9月20日からの大雨では、復興途上にあつた令和6年能登半島地震の被災地において再び多数の土砂災害が発生しました。

このように近年頻発する甚大な土砂災害では、多くの自治体で土砂災害警戒情報や避難勧告等が発表された一方、住民が声をかけ合う等の地域の共助により難を逃れた例もありましたが、逃げ遅れによる人的被害も多数発生しました。また、砂防施設が被害を防いだ事例はあったものの、人的被害が発生した箇所多くは砂防施設が未整備でした。このように、行政主体のソフト・ハード対策には限界があり、住民主体の防災対策への転換が必要です。社会を構成するあらゆる主体が災害を我が事と捉えて対応することを基本とし、地域の実情に応じた共助による防災行動の促進を通じて、自らの命は自らが守るという住民意識を醸成する必要があります。

また、防災気象情報は、近年、情報数の増加や運用の複雑化が進み、情報のわかりやすく迅速な伝達等に課題があつたことから、令和8年5月29日より、住民の避難行動との関係がわかりやすい情報体系・名称に整理・統一した新たな運用が開始されます。これを受けて、「土砂災害警戒情報」は、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて発表されます。普段から行政や自治体、住民、関係機関等がそれぞれの役割において連携し、土砂災害警戒区域や土砂災害警戒情報等の認識共有を徹底のうえ、地域の防災力の向上や未然の防止策に全力で取り組むことが重要です。

そのため、令和8年度「土砂災害防止月間」においては、以下の事項に重点を置いて実施します。

- (1) 土砂災害に対する危険性やその対策・効果の周知、対策工事実施への理解促進のため、様々な手法を活用した幅広い広報の実施
- (2) 様々な手法を活用した土砂災害(特別)警戒区域等の土砂災害の危険性が高い箇所の周知徹底と土砂災害の危険性や住民自身による適時・的確な避難行動の重要性に対する理解促進
- (3) 住民自身が的確な避難行動をとるため、ハザードマップ等を活用し、土砂災害(特別)警戒区域等の土砂災害の危険性が高い箇所や避難場所・避難経路の周知、確認及び点検の実施
- (4) ハザードマップの活用や土砂災害の発生時刻、発生形態に応じて住民自身が適時・的確な避難行動をとるため、防災訓練や防災教育の実施及びこれらを通じた防災リーダーの育成
- (5) レベル4土砂災害危険警報という名称で発表される土砂災害警戒情報の理解促進、発表された場合の都道府県から市区町村への情報伝達体制及び住民への周知方法の確認
- (6) 大規模な土砂災害が急迫している場合に通知される土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報の伝達体制の確認、理解促進

- (7) 防災上の配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)が利用する施設の管理者に対する土砂災害の危険性に関する周知及び避難確保計画作成や避難訓練実施をはじめとする警戒避難体制の整備促進
- (8) 砂防設備等の機能や効果に関する理解を深める広報の実施
- (9) 砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の徹底
- (10) 砂防関係工事の実施等に必要となる担い手確保のための取組及び安全確保の徹底
- (11) 住宅部局と連携し、住宅の土砂災害対策改修や安全な区域への移転に関する支援制度の活用促進及び住民等への周知

3. 主な実施内容

(1) 土砂災害防止「全国の集い」の開催

滋賀県において、土砂災害防止「全国の集い」を令和8年6月11日(木)に、現地研修会を令和8年6月12日(金)に実施します。

(2) 土砂災害防止功労者の表彰

土砂災害の防止について、顕著な功績があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人または団体を表彰します。

(3) 土砂災害防止に関する絵画・作文の募集、表彰

全国の小・中学生を対象に、土砂災害防止についての理解と関心を深めてもらうため、絵画・作文の募集を行い、表彰します。

(4) 土砂災害防止に関する広報活動の実施

- 1) 都道府県、市区町村の掲示板の活用や広報誌等の各戸配布、回覧板、WEB サイト等への掲載など様々な手法を活用し、ハザードマップ又は基礎調査結果の公表や警戒避難の好事例の紹介等、土砂災害の危険性や住民自身による適時・的確な避難行動の重要性に関する啓発等の広報活動を行います。写真-3は令和7年度、京都府木津川市で実施した土砂災害パネル展におけるVR体験の様子の写真です。
- 2) 郵便局、道の駅、商業施設等との連携による広報や新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得た広報を積極的に実施します。



写真-3
土砂災害パネル展におけるVR体験(京都府木津川市)

(5)土砂災害(特別)警戒区域等の土砂災害の危険性が高い箇所及び避難場所・避難経路等の周知・点検の実施

ハザードマップや現地表示看板等を活用して、土砂災害(特別)警戒区域等の土砂災害の危険性が高い箇所及び避難場所・避難経路等について住民等に周知します。その際、住民自身による適時・的確な避難を促すため、近年の土砂災害の実態や土砂災害の前兆現象等についても併せて説明する等、住民等の土砂災害の危険性に対する理解を深めるよう留意します。

また、土砂災害の実態等を踏まえ、住民、自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体、施設管理者、警察・消防等の関係機関と連携して点検活動を実施します。

防災部局等と連携して土砂災害に対する避難の安全性について確認を行うとともに、土砂災害から安全に避難できるよう必要に応じて見直しや、立退き避難を基本としつつ、定められた避難所への避難が困難になった場合に備え、近隣のより安全な場所へ避難をする等の「次善の策」の検討を行います。

(6) 令和8年度「土砂災害・全国防災訓練」の実施

近年頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、土砂災害発生時に関係機関で円滑に情報共有を図るための防災訓練を実施するよう促します。更に、情報の確認や早期避難等の自助の取り組みを推進するとともに、地域で避難する共助の取り組み(家族や住民同士、要配慮者を含め支援が必要な方に対する早めの避難の声かけ等)を構築するべく、防災体制強化のための啓発活動や訓練等を地域単位で実施し、警戒避難体制のさらなる充実・強化を図ります。令和7年度の静岡県下田市の土砂災害防止訓練では写真-4の通り、ハザードマップにより避難経路等の確認を行いました。



写真-4
土砂災害防災訓練でハザードマップによる避難経路等の確認(静岡県下田市)

(7) 住民、教育関係者、小・中学生・高校生等を対象とした講習会、現場見学会、出前講座等の開催

土砂災害の現状や的確な避難行動をとるための正確な知識を普及するため、住民、教育関係者、小・中学生等を対象にハザードマップや土砂災害警戒情報等を活用した実践的な防災教育、啓発を目的とした講習会、現場見学会、出前講座等を開催します。砂防ボランティア

等の各種団体や関係機関等と連携して実施するなど、地域の実状に応じた効果的な方法で実施します。また、これらの活動を通じて、防災リーダーの育成及び将来の担い手確保を図ります。写真-5は、宮崎県日南市で砂防堰堤の模型を使った出前講座を実施した状況の写真です。



写真-5
砂防堰堤の模型を使った出前講座(宮崎県日南市)



写真-6
斐伊川流域砂防堰堤設備点検(島根県雲南市)

(8) インフラツールズやSNSを活用した情報発信等

土砂災害を未然に防止する為のハード・ソフト両面の取組について、防災講演会、インフラツールズ、現地見学会及びSNSによる情報発信等により、幅広く広報します。

(9) 要配慮者の把握、説明会の開催等

在宅の要配慮者及び要配慮者利用施設の警戒避難体制の整備に資するため、防災部局、福祉関係部局、教育関係部局等と連携し、あらかじめ在宅の要配慮者及び要配慮者利用施設を把握します。また、要配慮者利用施設の施設管理者に対する説明会等を開催するとともに、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等について支援、助言することにより、警戒避難体制の更なる充実・強化を図ります。

(10) 砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の実施

砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設の定期巡視点検及び安全利用に資する点検を住民、自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体、警察・消防等の関係機関と連携して実施します。併せて、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域についても住民への周知及び点検を実施します。写真-6は、島根県雲南市の斐伊川流域砂防堰堤設備点検を実施した状況の写真です。

(11) 砂防関係工事の実施等に必要となる担い手確保のための取組及び安全確保の徹底

中長期的な担い手の育成・確保を行い、継続的な砂防関係工事の実施、現場の実態や課題の継続的な把握を行います。また、安全施工管理の技術をより一層向上させる事を目的に全国砂防関係工事安全施工管理技術研究発表会を6月に実施するとともに、災害が発生した場合に備えた遠隔施工等を活用した応急対策実施体制の確認を実施します。

4. 終わりに

土砂災害の被害を軽減するためには、危険な場所から安全な場所への早めの避難が重要です。そのため、行政側の「知らせる努力」に加え、住民側は行政側からの情報の意味を正しく理解し必要な防災行動をとるために平常時からの「知る努力」が重要です。そのほかにも、土砂災害から身を守るために普段から防災訓練や土砂災害ハザードマップの確認等を通じて避難の大切さを理解し、豪雨が予想される前に確実に避難することが大切です。地域住民の土砂災害に対する深い理解と危険性への認識を高めるため、これまで述べてきた各地の取り組みが効果的に実施できるよう、みなさまのご協力をお願い申し上げます。

山鳥坂ダム本体建設工事 起工式

国土交通省 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所

1. はじめに

山鳥坂ダムは、一級河川肱川の支川、愛媛県大洲市を流れる河辺川に建設予定の重力式コンクリートダムです。

肱川は、愛媛県最大の河川で、その源を西予市の鳥坂峠(標高460m)に発し、小田川、船戸川など数多くの支川を合わせて大洲盆地を貫流し、伊予灘へ注いでいます。河川の名が示すように“ひじ”のように大きく曲がっていて、幹線流路延長103kmに対して、源流から河口までの直線距離はわずか18kmしかありません。また、大洲市街地がある大洲盆地から河口に向けて、山が両岸から迫っていることに加えて、河床勾配が非常に緩いため洪水が流れにくく、さらには大洲盆地に支川が集まり洪水が集中しやすい地形特性を有しており、たびたび洪水被害に見舞われています。特に平成30年7月豪雨では、西予市も含めた広範囲で大規模な洪水被害が発生しています。

このような状況を鑑み、国・県が連携して激特事業等による河川整備を推進するとともに、出水時における肱川の洪水ピーク流量の抑制、ダム下流から河口までの水位低減を図るべく、山鳥坂ダムの建設を推進してきました。山鳥坂ダムが完成すれば、流域の野村ダム、

鹿野川ダム、河川整備とあわせて、平成30年7月洪水と同規模を安全に流下させることができるようになります。

そしてこの度、山鳥坂ダム本体建設工事 起工式を開催し、愛媛県知事をはじめ地元選出の国会議員や流域自治体の市町長、用地協力者の方々など約100名に出席いただきました。



平成30年7月豪雨の洪水被害状況(大洲市東大洲)

2. 山鳥坂ダム建設事業の概要

山鳥坂ダムは、河辺川に建設する堤高約96m、堤頂長約279mの重力式コンクリートダムで、洪水調節(容量1,400万 m^3)、流水の正常な機能の維持(容量920万 m^3)を目的としています。

(1) 洪水調節

ダム下流域の洪水被害を軽減するため、洪水時にダムに流れ込む水量の一部をダムに貯めることで、ダムから下流の河川に流れる水量を減らします。

(2) 流水の正常な機能の維持

河川に生息・生育する動植物のためだけでなく、人間が生活していくのに不可欠な水の取水、良好な水質の確保に必要な流量を確保します。また、河川の自然な流れの回復を図ります。



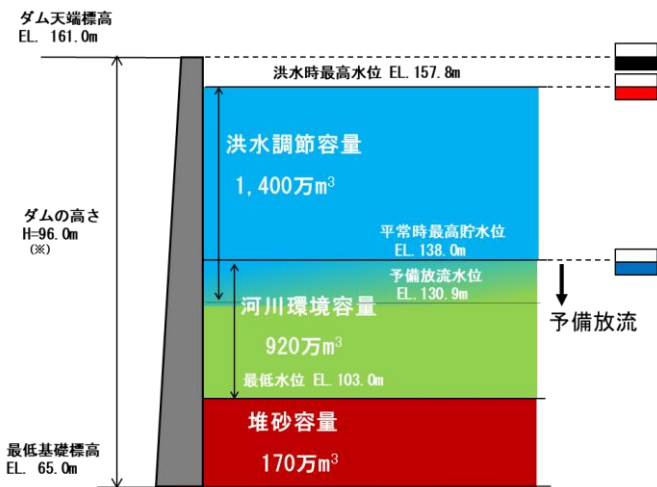
山鳥坂ダム位置図



山鳥坂ダム完成予想図



本体工事の進捗状況（ダムサイト下流から撮影）



山鳥坂ダム容量配分図



付替県道供用開始部



仮排水トンネル（転流工）完成状況

現在、地域の皆様の生活再建、地域振興を最優先に、ダム本体の関連工事や付替道路の工事等を鋭意実施しているところです。

ダム本体の関連工事では、令和5年度より工事着手した延長約682m、直径約8mの仮排水トンネル（転流工）が完成し、令和7年7月29日に河辺川の流れを転流させました。その後、令和14年度の事業完了に向け、ダム本体を建設するダムサイトを中心に伐採を進め、本年度、表面の土砂を取り除く、基礎掘削を進めてまいります。

また、ダム建設により水没する県道、市道の付け替え工事を同時に実施しております。付替県道のうち約4.2km区間については令和7年7月25日に供用を開始し、地域の皆様に利用いただいているところです。付替県道・市道についても一日も早い完成を目指し、工事を進めてまいります。

3. 起工式の概要

山鳥坂ダム本体建設工事 起工式では、国土交通省四国地方整備局の奥田晃久局長より主催者挨拶があり、続いて、中村時広愛媛県知事や長谷川淳二衆議院議員をはじめとする来賓の皆様からご祝辞をいただきました。



はつぐわ・くす玉開披の様子



奥田晃久 四国地方整備局長の挨拶

引き続き、行政からの報告として、国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所の藤本智宏事務所長より、事業概要の説明を行いました。

その後、大洲市主催の関連行事において、肱川こども園の園児による歌や踊りの演し物、大洲臥龍太鼓保存会による勇壮な太鼓演奏を行い、起工式を終了しました。



肱川こども園園児による演し物



中村時広 愛媛県知事



長谷川淳二 衆議院議員



山本順三 参議院議員



二宮隆久 大洲市長

4. おわりに

来賓からの祝辞

当事務所では、地域の皆様の安全・安心の確保や地域経済の発展に向け、事業に取り組んでいるところであります。今後も関係自治体と連携し、地域住民の皆様にご協力をいただきながら、早期のダム完成目指してまいりますので、引き続き、ご支援・ご協力をお願いいたします。